

## 長期継続契約の導入について

ひたちなか市では、平成20年3月に「ひたちなか市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し、平成20年度より地方自治法第234条の3の規定に基づく「長期継続契約」を導入することになりました。

「長期継続契約」は、事務効率の向上や受託業者の安定した業務履行の確保等を目的として、今まで毎年契約をしていたもののうち、条例で定めるものについて複数年契約ができる制度です。

### 1 長期継続契約により締結することができる業務等

#### (1) 物品の借入れ（リース）に関する契約

区 分	適用例
仮設建物	原則として、必要な期間に限り、仮に設置する建物の借入れ（学校校舎賃貸借等）
車両	公用車の借入れ（庁用自動車リース等）
電子計算機器	庁舎及びその他の施設におけるパソコン、OA機器等の借入れ（LAN機器賃貸借、学校教育用パソコンリース等）
事務機器	庁舎及びその他の施設における複写機等の借入れ（複写機賃貸借、印刷機賃貸借等）
設備・機械器具	庁舎及びその他の施設における通信機器等の借入れ（電話交換機リース、電話機・ファクシミリ等リース、無停電電源装置借上、駐車場自動料金精算システム賃貸借、マイクロフィルム検索機器リース等）

#### (2) 役務の提供を受ける契約

区 分	適用例
設備等保守業務	庁舎及びその他の施設の設備、機器等の保守点検・管理等業務委託（空調設備保守点検業務委託、電話設備保守点検業務委託、自動ドア保守点検業務委託、エレベーター保守点検業務委託、消防設備保守点検業務委託、給食排水処理施設維持管理業務委託、自家用電気工作物保安業務委託等）
施設清掃業務	庁舎及びその他の施設の通年の清掃業務委託（中央公民館定期清掃業務委託等）
警備業務	庁舎及びその他の施設の通年の警備業務委託（市庁舎保安警備業務委託等）

### 2 契約期間

契約期間は5年以内で設定します。ただし、商慣習上、経済的メリットその他の事情等を勘案の上、5年を超えて設定する場合があります。

### 3 契約事務スケジュール

役務の提供を受ける契約の例（契約期間3年間 H21年4/1～H24年3/31）

20年 12/1	21年 2/1頃 予算案 内示	21年 4/1 予算 議決	22年 4/1	23年 4/1	24年 4/1
契約事務依頼 契約事務起案 指名（見積）通知	入札執行 契約事務決議 契約締結		履行	履行	履行
入札準備期間	履行準備期間	履行期間			
		契約期間			

### 4 入札等の方法

入札及び見積合わせは、原則として、物品の借入れに関する契約については契約期間全体額で、役務の提供を受ける契約については年額で決定します。

### 5 その他留意事項

- (1) 参考見積書は、履行期間全体額及び年額（必要により月額）を積算し各担当課へ提出してください。
- (2) 長期継続契約は、各年度の予算の範囲で給付を受けることを条件としており、契約締結後であっても履行開始年度以降の予算が担保されるものではありません。（各年度において予算の成立が必要となります。）契約書（約款）には次の条件付解除条項を明記します。

（予算の減額又は削除に伴う契約の変更又は解除）

第 条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

（その他）

第 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

また、同様に予算の成立前に入札及び見積合わせを執行する場合には、指名（見積）通知書に次の停止条項を明記します。

平成 年度ひたちなか市一般会計（特別会計）予算が可決されなかった場合は、本調達手続について停止等を行うことがある。